

被爆80年を広島の地から考える

—これまでの運動を生かし、明日への道をひらこう—

佐久間 邦彦（広島県被団協理事長）

被爆者として過去20年、第8回～第10回NPT再検討会議、TPNW第2回締約国会議に参加した意義と2024年日本被団協ノーベル平和賞受賞から学んだ核兵器廃絶への道を、また地元広島で行われた諸会議、被爆者運動など今年被爆80年にあたり考察してみました。

はじめに

私が被爆者運動に関わったのは、2006年、被団協被爆者相談所の相談員としての活動から、私よりもっと困っている被爆者の人たちの手助けが出来ればという思いからでした。

私は爆心地から西方3km（広島市己斐町）で被爆、生後9か月の時、母親と共に自宅で被爆したことを12歳の頃母から聞かされたことを記憶しています。被爆時のことを知らない、知らされていない、知っていても言うな、被爆者は今日も生き、相談に訪れる方々の被爆当時の様子やその後の生活を聞くと、自分もそのような生き地獄の中にいたのかと思うと、二度とこのようなことがあってはならないし、それには核兵器をなくす以外にないと思ったからです。

初めての海外活動

2010年第10回NPT再検討会議ニューヨーク総行動に多くの人たち共に参加、海外での初めての活動となった。NPT再検討会議の最終本会議は「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことで合意がなされたと聞いた時、将来を見通した合意だと感じたことを思い出します。

ヒバクシャ国際署名活動について

2016年4月から始まった「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」は“後世

の人々が生き地獄を体験しないように、生きているうちに何としても核兵器のない世界を実現したい”という思いから運動が始まり、私たちはヒバクシャ国際署名活動を取り組み始めました。

当初はそれぞれの被爆者団体が署名活動に取り組んでいたのですが、署名連絡会が全国各地に結成され2018年3月19日全国で26番目に被爆地広島にヒバクシャ国際署名広島県推進連絡会を結成しました。

連絡会は幅広く広島県民の声を多く集めようと、事務局に広島県生協連と広島YMCA、そして広島の被爆者7団体（韓国原爆被害者対策特別委員会・広島県朝鮮人被爆者協議会・二つの広島県原爆被害者団体協議会・一般財団法人広島市被爆者協議会・広島県労働組合会議被爆者団体協議会・広島被爆者団体協議会）で構成し発足させました。

推進連絡会は2020年9月末までに、被爆地広島として県民283万人の約過半数140万筆の署名を集めることを目標とし、街頭署名や学習会なども実施し、地元メディアも関心を寄せ報道しました。

賛同団体は81団体、9月末現在での署名集約数は約82万筆集め、目標数の過半数は超え、広島市の人口119万人でみると広島市民の7割近くの方から署名が集まりました。

こうした市民社会の動きは、行政への働きかけとなり、日本政府に対する核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の採択を求め行動するよ

うになりました。

その年の10月25日、〔核兵器禁止条約批准50か国を祝い、さらなる前進を誓う会〕が原爆ドーム前で開催され、松井市長はあいさつで「条約の発効は核兵器廃絶に向けた重要な一里塚。条約を実効性のあるものとするため、長崎市とともに国に働きかけたい」と述べ、11月20日、田上長崎市長とともに「一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准をして下さるよう強く要請します。」と外務省を訪れ要請されました。

湯崎県知事は「この核兵器禁止条約は、核兵器のない世界に向けた大きな一歩であることは間違いありません。禁止条約が核兵器を使つてはいけないという国際規範の第一歩となりました。」これもあいさつの一部分ですが、核兵器禁止条約が発効するということは、我々市民だけでなく、行政にも影響を及ぼしていると感じ、今後の出方が注目されました。

【被爆地広島から見た核兵器禁止条約の意義】

核兵器禁止条約の前文に、「また現在および将来世代のためのあらゆる面での平和、軍縮教育、および核兵器のもつ危険と結果について意識啓発の重要性を認識し、この条約の原則と規範の普及を約束し」と記述がありました。

広島市では被爆者の高齢化によって自身の被爆体験を語れる方が少なくなる中で、被爆体験伝承者の養成にとりくんでおり、「平和で持続可能な世界を実現していくためには、私たち一人1人が、現状に背を向けることなく、立場や主張の違いを互いに乗り越えて、理想を目指し共に努力するという「寛容」の心を持つことが不可欠です。そのためには、原爆や戦争を単なる過去の出来事と捉えず、また、被爆者や世界を目指す人たちの声や努力を自らのものとして、たゆむことなく前進していくことが重要となります。」

広島市 原爆被害者対策事業概要
令和2年版（はじめにより引用）

核兵器禁止条約 第6条 被害者援助と環境回復

「締約国は、核兵器使用または実験によって影響を受けた、その管轄下にある諸個人に関し、適応可能な国際人道法および国際人権法に従って、医療、リハビリテーションおよび心理的な支援を含め、年齢および性別に配慮した支援を差別なく十分に提供し、かつ、彼らの社会的かつ経済的包摂を提供する。」（6条の一部）

被爆者援護は行政の重要な課題であり、被爆者救済の立場に立ち、被爆者を支援しなければなりません。

例えば、黒い雨訴訟は、控訴審判決を待つまでもなく、被爆者救済をすべきであり、また被爆二世、三世の健康問題なども考えられます。

2016年 G 7 広島 7 カ国 国外相会合

2016年ヒバクシャ国際署名が始まった頃、4月10日～11日の二日間、広島市でG 7 広島 7 カ国 国外相会合が核保有国アメリカ、イギリス、フランス、非核保有国（核の傘グループ国）イタリア、カナダ、ドイツ、日本の7か国、プラス欧州連合 外交安全保障上級代表も参加して開かれました。7カ国と欧州連合の外相は11日原爆資料館を訪れた後、館内の芳名録に各氏の記帳された内容が地元紙に掲載。来広前のインタビューの一つ、「広島訪問への期待は」の質問に対して原爆投下国のジョン・ケリー国務長官は「広島は今回が初めてです。人々、歴史について知識を深められることを楽しみにしている」と語り、11日の原爆資料館内の芳名録には「世界の全ての人々がこの資料館が持つ力を見て、感じるべきだ」また「核兵器の恐怖をなくすことが私たちの義務だということだけでなく、戦争そのものを回避するためにあらゆる努力を払う必要があることを明白かつ厳しく、切実に思い起させる」と記載されていました。その他の外相は「原爆の悲劇の記憶は未来への教訓」、「広島、長崎の人々の苦しみと犠牲は平和な世界を必ず実現しなければならないと警告している」、「資料館の見学で核兵器のない世界に向けた我々の強い願望を強化しよう」（中国新聞）と記

載されていました。

このような国際会議が広島で開催される時には、原爆資料館を見学すること、そして被爆者もしくは被爆体験者の証言を直接聞いてもらうことは、重要なことであるし、被爆地広島だからからこそ、出来ることでもありました。

【日本政府に署名・批准をさせるために、さらに同運動を進めていくか】

核兵器禁止条約が2021年1月22日発効、核兵器禁止から廃絶へと第一歩を踏み出す日が近づいていく。核兵器禁止条約の前文に「この条約の締約国は、国連憲章の目的および原則の実現に貢献することを決意し、核兵器のあらゆる使用がもたらす壊滅的な人道的結果を深く憂慮し、そうした兵器を完全に廃棄するという当然の必要－それはいかなる状況の下においても核兵器が二度と使用されないことを保障する唯一の方法であり続ける－を認識し、」という条文がある。この条文は2015年NPT再検討会議第2回準備委員会“核兵器の非人道的影響に関する共同声明”(2013.4.13)の中に、「核兵器が二度とふたたび、いかなる状況下においても、使用されないことに人類の生存がかかっています。」と共同声明の一部分が核兵器禁止条約に記載されており、私がはじめて核兵器禁止条約を目にしたとき感動しました。

この共同声明には74か国が賛同、日本政府の天野大使は「我が国の安全保障環境を考え、賛同を見送った」と発言。核兵器禁止条約発効を前にして思い出すのは、2013年NPT準備委員会で「核兵器の人道的影響に関する共同声明」を起草したミンティ南アフリカ大使の記者会見でした。日本が「いかなる状況の下でも核兵器が再び使用されないことが人類生存に寄与する」という文言に修正を求めたことに対し「どこが問題なのか、逆に聞きたい。核兵器使用が正当化される場合など、あるのだろうか。北朝鮮が相手なら使ってもいいと言いたいのか。ヒロシマ。ナガサキが再び繰り返すことは決して許されない」ミンティ大使の発

言にそばに座って聞いていた私は今もその時のことを忘れられません。

核兵器禁止条約が発効したのは2021年1月22日、それにともなって何が変わるのか

ところで“核の脅威はなくなっていくのか”と言う問いに、国際赤十字（ICRU）は「すでに国際社会は、核兵器の使用を容認しない姿勢を示しています。このようにタブー視することが、核兵器を道徳的、人為的、そして今や法的観点からも容認できない戦争手段として烙印を押すことに繋がりました。

そうしたこともあって、1945年の広島、長崎への原爆投下以来、核兵器は使用されていません。

ですが、核兵器が存在する限り、事故や誤った判断によって、または故意に再び使用されるリスクがあります。

ここで私たちは勘違いをしてはいけません。核兵器禁止条約の発効は重大な成果であり、私たちは意義深い勝利を手に入れましたが、これで終わりではないのです。核兵器の使用をタブーとする風潮をより強化する取り組みの、新たな幕開けなのです。核兵器禁止条約が「核兵器のない世界」に導くと期待したら、それは幻想に終わるでしょう。

むしろ核兵器禁止条約は、核軍縮・核不拡散を目指した長期的な取り組みにおける人道的、道徳的そして法的な出発点とみなされるべきです。国際法とは、そのようなものです。とはいえ、過去のさまざまな兵器にまつわる禁止条約の規範は、締約国ではない国の政府、企業、銀行の政策や方針にも影響を与えてきました。核兵器禁止条約の禁止規定は、「核兵器のない世界に向けたすべての努力の判断基準であり、明確な基準となります」（国際赤十字）

2023年G7広島サミット（5/19～5/21）はなにをもたらしたのか

核兵器をめぐる動きを見ると2022年1月3日、核保有国5か国（アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国）の共同声明があり、「我々は核戦争に勝者はなく、決してその戦いはしてはなら

ないことを確信する。核の使用は広範囲に影響を及ぼすため、我々は核兵器について―それが存在する限り防衛目的、侵略抑止、戦争回避のためにあるべきだということを確認する。」という内容でした。

同年2月24日、ロシア軍がウクライナを軍事侵略し、その後プーチン大統領が核兵器の使用を示唆したことから、核兵器が現実使用される可能性があるのではと不安が広がりました。このような当時の情勢を背景に、日本政府は広島サミット開催を決めたのではないかと思います。

核兵器廃絶めざしての具体的道筋を示すべき

岸田文雄首相は、G7広島サミット議長就任にあたって「G7首脳が、広島から、核兵器の惨禍を二度と起こさせない、武力侵略は断固として拒否する、との力強いコミットメントを世界に示したいと思います。また、普遍的価値と国際ルールに基づく、新たな時代の秩序作りをG7が主導していく意思と歴史の重みを持って示す。そうしたサミットにしたいと考えています。」と表明しました。

それに対して、そうであるなら核兵器廃絶めざしての具体的道筋を示すべきであり、意義あるサミットにしてほしいと昨年（2022年）末から市民社会は声をあげ始めました。

核兵器廃絶を求める広島市民の有志は、G7広島サミットを契機に「核のない、だれ一人取り残さない、持続可能な社会」を私達の手で創ることを目的として、市民サミット実行委員会を立ち上げ、被爆者団体も参加しました。

ところが、19日に核軍縮に関するG7首脳「広島ビジョン」が発表され、「我々の安全保障政策は、核兵器は、それが存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、戦争及び威圧を防止すべきとの理解に基づいている。」と記載されていたのです。

これは核保有国が、自国の安全保障のための防衛目的であれば、核兵器は保有してもいいと表明したものであり、核抑止論を正当化し、核兵器廃絶に繋がるものではありません。

21日、G7広島サミット閉幕を前に、広島平和

記念公園内にある広島平和都市記念碑（慰霊碑）を背景に「広島ビジョン」について、核廃絶に焦点を当てた歴史的文書だと述べ、核抑止論の正当性を強調しました。

広島のあるところはここにある

核兵器が存在する限り人類は脅かされ、また核戦争の脅威で威嚇することに頼りながら、どうして平和を構築することができるのでしょうか。

広島のあるところは、世界の人々が再び広島・長崎の悲劇を繰り返すことのないようにすることである。そのために、核兵器をなくす以外にありえない。このことを抜きにして真の平和を築くことはできません。

第10回2022年NPT再検討会議 (2022,7,28～8,5)

2022年2月24日、ロシア軍が国連憲章を無視しウクライナに軍事侵略した。その後ロシアのプーチン政権が核兵器使用の威嚇を繰り返し、核戦争の現実的な危機が高まる中で開催されました。

NPT 6条には、すべての締約国が核軍縮にむけた交渉を行うことを定めています。

8月1日、ニューヨークの国連本部内でNPT再検討会議が開幕しましたが、岸田首相は演説の最後まで締約国に核軍縮に向けた交渉義務を課したNPT第6条と核兵器禁止条約に一切触れなかったのです。

市民を殺すな！子供を殺すな！ 誰であっても殺すな！

2023年10月7日、ハマスとイスラエル衝突は、イスラエル軍のガザ民間人への無差別攻撃はジェノサイド（集団殺害）だと批判され、国際社会から避難を受けており、許されるものではありません。

ガザは何処であろうと誰であろうとガザは安全ではなく、ガザの現状を見ると、原爆投下時のひろしま、ながさが頭を過り、こうした情勢のなかで、イスラエルの閣僚が原爆を使用することもありうるような発言がありました。核保有国の本音かもしれません。

2023年、このような世界情勢の中で11月27日～12月1日、TPNW第2回締約国会議がニューヨーク国連本部で開催されました。核兵器の禁止を堅持し、その壊滅的な結果を回避するための誓約は、「私たちTPNW締約国は、核兵器が人類にもたらす存亡の危機に対処し、核兵器の禁止と完全廃絶への決意を堅持するため、第2回締約国会議に結集した。」「われわれは、いかなる状況下においても、核兵器が再び使用されたり、実験されたり、あるいは使用の脅威にさらされることがないように誓約し、そしてその完全廃絶まで休むことはない。」12/1採択された宣言

ノーベル平和賞受賞の喜びとその重み

2024年10月11日、ノーベル委員会は、ノーベル平和賞に日本被団協を選考と発表。

そのニュースは世界中に発信され、日本中にも広く伝わりました。

私はノーベル平和賞受賞の感想と理由をメディアからの問いがあり、私は「ロシア、イスラエル、アメリカなどの核保有国が核の使用を示唆したことで、核が実際に使われる可能性があるのではという危惧や、ウクライナとロシアの紛争、イスラエルとパレスチナの紛争の拡大など未解決な国際情勢の危機感があり、こうした情勢のもとでも被爆者の証言活動、二度と原爆は繰り返してはならないこと、核兵器を使用すれば全ての人々の生きる権利が奪われることなど、核兵器は絶対使用してはならない。そうするには核兵器廃絶する以外にないことを訴えてきたことが、世界の人々に伝わりつつあるのではないか」と答えました。

2024年12月10日 日本被団協ノーベル平和賞授賞式

最初の演説はノーベル委員会のヨルゲン・バトネ・フリードネス委員長のスピーチでした。

「2025年、より不安定な核時代を迎えようとしています。現在進行中の戦争では、核兵器を使用するという脅迫が公然とかつ繰り返し行われています。

核兵器の影が世界を覆っていることをしっかり認識しなければなりません。私たちは本日、

希望の精神を持ってここに集いました。なぜなら、一筋の光があるからです。認識すべき光とは、1945年以来、核兵器が使われていないことです。日本被団協と被爆者たちの絶え間ない努力、核兵器使用から私たちを守るための道徳的・国際法上の防波堤を築く過程に強く貢献してきました」

最後に「世界の安全保障が核兵器に依存するような世界で、文明が存続できると信じるのは浅いかです。たとえどれほど長く困難な道のりであっても、私たちは日本被団協から学ぶべきでしょう。決して諦めてはなりません。

彼らの忍耐強さが、私たちの原動力となるでしょう。

私たち皆で、核のタブーを守り続けるために努力しようではありませんか。

私たちの生存は、そこにかかっているのです」

田中熙巳代表委員の講演

「生きながらえた原爆被害者は歴史上未曾有の非人道的な被害をふたたび繰り返すことのないようにと、二つの基本要求を掲げて運動を展開してきました。

一つは日本政府の「戦争の被害は国民が受忍しなければならない」との主張に抗い、原爆被害は戦争を開始した国によって償わなければならないという運動です。

1956年8月10日の結成宣言は「自らを救うとともに、私たちの体験を通して人類の危機を救おう」との決意を表明し、「核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の補償」を求めて運動に立ち上がったのです。

運動の結果、1957年に「原子爆弾被爆者の医療に関する法律」が制定されます。しかし、その内容は、「被爆者健康手帳を交付し、無料で健康診断を実施する、厚生大臣が原爆症と認定した疾病に限りその医療費を支給するものでした。1968年「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」、それは社会保障制度であって、国家補償は拒まれたままでした。

1994年12月、2法を合体した「原子爆弾

被爆者に対する援護に関する法律」が制定されましたが、何十万人という死者に対する補償は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきています。

二つは、核兵器は極めて非人道的な殺戮兵器であり人類とは共存させてはならない、すみやかに廃絶しなければならない、と言う運動です。この運動は「核のタブー」との形成に大きな役割を果たしたことは間違いないでしょう。

しかしウクライナ戦争における核超大国のロシアによる核威嚇、またパレスチナ自治区ガザ地区に対してイスラエルが執拗な攻撃を続ける中で核兵器の使用を口にする閣僚が現れるなど、市民の犠牲に加えて「核のタブー」が壊されようとしていることに限りない口惜しさと憤りを覚えます。」

最後に「とりわけ核兵器国とそれらの同盟国の中にしっかりと核兵器と人類は共存できない、共存させてはならないという信念が根付き、自国の政府の核政策を変えさせる力になるように願っています。

人類が核兵器で自滅することがないように!!」(田中代表)

ノーベル委員会のヨルゲン・バトネ・フリードネス委員長のスピーチと日本被団協田中熙巳代表委員のスピーチを聞き、これまでの運動をどう受け継ぎ、発展させていくかのポイントだと思った。その一つが

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年12月17日制定) 附則全文

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾という比類のない破壊兵器は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、たとえ一命をとりとめた被爆者にも、生涯いやすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。

このような原子爆弾の放射線に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康保持及び増進並びに福祉を図るため、原子爆弾被害者の医療

費等に関する法律及び原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律を制定し、医療の給付、医療特別手当等の支給をはじめとする各般の施策を講じてきた。また、我らは、再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の原子爆弾の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年のときを迎えるに当たり、我らは、核兵器の究極的廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍が繰り返されることのないよう、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、高齢化の進行している被爆者にたいする保険、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、国として原子爆弾による死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

この法律の附則には「世界唯一の原子爆弾の被爆国として、究極的廃絶と世界の恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた」とあるが、2025年、より不安定な核時代を迎えている今日、究極的廃絶でいいのか？

また、原子爆弾による死没者への国家補償はどうなるのか。

いまを生きる原爆被爆者、そして原爆被害者

被爆からまもなく80年、被爆者の高齢化が進み、平均年齢は85.58歳、全国の被爆者数106,825人、広島県内在住の被爆者数は51,275人(2024年3月31日現在)、被爆時の辛さから、「死にたい、忘れない、原爆にあったものでないとわからない」と言っていた人たちが、今日まで必死に生きて、二度とだれにもこんなめにあわせてはならないし、忘れてはならないことだと、これまで被爆体験を語ることがなかった被爆者の方々が、これまでになく語り始めています。

ここ数年来国内外から多くの観光客が平和公園を訪れ、特に外国人が多く目立つ。原爆資料館の

見学や私たちが日本政府に核兵器禁止条約を批准するように求める署名用紙に快くサイン、昨年日本被団協のノーベル平和賞受賞も広島訪れるきっかけになっているのかもしれない。

戦争も核兵器のない世界に一步でも近づけるために

被爆80年私たちは核兵器廃絶の実現をめざし、今日まで訴え続けてきた。これからも実現するまで訴え続けていくこと。

核のタブーが壊されないように。世界の市民とともに声をあげよう。

私たちは人として生まれてきた。日本国憲法の前文には“われらは、全世界の国民が、ひとしく

恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有すること確認する。”これを世界の人々の声となるように。

最後に田中さんのスピーチの一部に「核兵器の非人道性を感性で受け止めることの出来るような原爆体験者の場を各国で開いてください」これは重要だと思います。私の経験からも被爆体験や被爆の実相を直接その場で話すとよく理解していただけます。

核保有国や核保有国の核の傘にいる国々へ、被爆者の高齢化が進むなかですが、可能な限り派遣したほうがいいと思っています。

(さくま くにひこ)